

オンラインにより交付請求された証明書を登記所で
交付を受けようとする場合の取扱いについて（案）

不動産登記関係

1 はじめに

オンラインによる登記事項証明書等の交付請求制度では、当該証明書を登記所で受領する方法を選択することができることとなりましたが、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第197条の2の規定に基づき、受領する者がその権限を有する者（請求者又はその使者）であることを確認するために登記所へ提供していただく法務大臣が定める情報は以下のとおりとすることとされましたので、お知らせします。

2 対象となる証明書の種類

オンラインによる証明書の交付請求を利用して、登記所において受領することができる証明書の種類は、次の3種類です（いずれも磁気ディスクをもって調製されている情報又は電磁的記録に記録されている情報に限ります。）。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 地図又は地図に準ずる図面（以下「地図等」といいます。）の証明書
- (3) 土地所在図，地積測量図，地役権図面，建物図面及び各階平面図の証明書

3 登記事項証明書等を受領する際に提供していただく情報

不動産登記規則第197条の2に規定する「法務大臣が定める情報」は、次の3つの情報です。

証明書の交付を迅速・円滑に行うため、登記・供託オンライン申請システムから通知される情報を印刷してお持ちいただくことをお勧めします。

- (1) 証明書を受け取る者の氏名及び住所
オンラインによる交付請求の際に、受取人として入力された方の氏名及び住所です。
- (2) 申請番号
一つの交付請求ごとに登記・供託オンライン申請システムにより付番される19桁の番号です。登記・供託オンライン申請システムに請求情報を送信することにより、送信者へ通知されます。
- (3) 証明書の合計の請求通数
一つの交付請求により請求した証明書の合計の通数です。例えば、一つの交付請求により、登記事項証明書1通と地図等の証明書1通を請求した場合には、「2通」になります。

4 注意事項

この取扱いにおける注意事項は、次の3点です。

いずれかに該当する場合には、交付請求された証明書をお渡しすることができませんので、特に注意願います。

- (1) 受領する登記所（請求先登記所）の入力に当たっては、登記所の指定を間違わないようにしてください。入力された登記所でなければ交付請求があったことを確認することができないため、当該登記所以外の登記所では対応することができません。
- (2) 受領の際には、必ず上記3の(1)から(3)までの情報を提供してください（メモでも可）。これらの情報が提供されない場合には、請求された方であることを確認することができません。
- (3) 交付請求した証明書は、1か月以内に受領してください。受領されないまま1か月を経過しますと、当該証明書は廃棄されることとなります。

**オンラインにより交付請求された証明書を登記所で
交付を受けようとする場合の取扱いについて(案)**

商業・法人登記関係

1 はじめに

オンラインにより登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求し、登記所の窓口でその交付を受けようとする場合（送付を受けようとする場合以外の場合）には、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第107条第5項又は第6項において読み替えて適用される同規則第22条第2項の規定により、「法務大臣の定める書面」を提出していただく必要があります（印鑑の証明書の交付を受ける場合は、当該書面の提出に加え、印鑑カードを提示していただく必要があります。）。

この「法務大臣の定める書面」は、以下のとおりとすることとされましたので、お知らせします。

2 対象となる証明書の種類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 印鑑の証明書

3 交付を受ける際に提出していただく書面

商業登記規則第107条第5項又は第6項において読み替えて適用される同規則第22条第2項に規定する「法務大臣の定める書面」は、次の①から③までの3つの情報が記載された書面となります。

証明書の交付を迅速・円滑に行うため、当該書面として、登記・供託オンライン申請システムから通知される情報を印刷した書面に①及び③の情報を記載したものをお持ちいただきますよう、御協力をお願いいたします。

① 証明書の交付を受ける者の氏名及び住所

オンラインによる交付の請求の際、受取人として入力された方の氏名及び住所がこれに当たります。

② 申請番号

申請番号とは、一件の交付請求ごとに登記・供託オンライン申請システムにより付番される19桁の番号をいいます。この番号は、登記・供託オンライン申請システムに請求情報を送信することにより、送信者へ通知されます。

③ 証明書の合計の請求通数

一件の交付請求により請求された証明書の合計の通数です。例えば、一件の交付請求により、登記事項証明書1通と印鑑の証明書1通とを請求した場合には、「2通」となります。

4 注意事項

交付請求された証明書を登記所の窓口で受け取る際には、以下の点に注意してください。

- (1) 受取先の登記所（請求先登記所）の入力に当たっては、登記所の指定に誤りのないように御確認願います。入力された登記所でなければ、交付請求があったことを確認することができないため、当該登記所以外の登記所では、証明書の交付を受けることができません。
- (2) 証明書の交付を受ける際には、必ず、上記3の①から③までの情報が記載された書面を提出してください。これらの情報が記載された書面が提出されない場合には、証明書の交付を受けることができません。
- (3) 交付請求された証明書は、1か月以内に交付を受けてください。交付を受けないまま1か月を経過しますと、当該証明書は、廃棄されることとなります。
- (4) 印鑑の証明書の交付を受けようとするときは、上記3の①から③までの情報が記載された書面を提出するとともに、印鑑カードを提示してください。

オンラインにより交付請求された証明書を登記所で
交付を受けようとする場合の取扱いについて(案)

動産譲渡登記及び債権譲渡登記関係

1 はじめに

オンラインにより登記事項概要証明書等の交付を請求し、登記所の窓口でその交付を受けようとする場合（送付を受けようとする場合以外の場合）には、動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）第28条第5項又は第6項の規定により、「法務大臣の定める書面」を提出していただく必要があります（登記事項証明書の交付を受けようとする場合は、当該書面の提出に加え、「当該交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類」を提示していただく必要があります。）。

これらの「法務大臣の定める書面」及び「書類」は、以下のとおりとすることとされましたので、お知らせします。

2 対象となる証明書の種類

- (1) 登記事項概要証明書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 概要記録事項証明書

3 交付を受ける際に提出していただく書面及び提示していただく書類

＜法務大臣の定める書面＞

動産・債権譲渡登記規則第28条第5項又は第6項に規定する「法務大臣の定める書面」は、次の①から③までの3つの情報が記載された書面となります。

証明書の交付を迅速・円滑に行うため、当該書面として、登記・供託オンライン申請システムから通知される情報を印刷した書面に①及び③の情報を記載したものをお持ちいただきますよう、御協力をお願いいたします。

① 証明書の交付を受ける者の氏名及び住所

オンラインによる交付の請求の際、受取人として入力された方の氏名及び住所がこれに当たります。

② 申請番号

申請番号とは、一件の交付請求ごとに登記・供託オンライン申請システムにより付番される19桁の番号をいいます。この番号は、登記・供託オンライン申請システムに請求情報を送信することにより、送信者へ通知されます。

③ 証明書の合計の請求通数

一件の交付請求により請求された証明書の合計の通数です。

＜本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類＞

動産・債権譲渡登記規則第28条第6項に規定する「本人であることを確認

するに足りる法務大臣の定める書類」は、次の①から⑦までのいずれかの書類となります。

- ① 運転免許証
- ② 外国人登録証明書
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 旅券（パスポート）
- ⑤ 健康保険証
- ⑥ 国民年金手帳
- ⑦ その他官公庁から発行・給付された住所、氏名及び生年月日の記載のある写真付きの公的な書類であって、登記官において本人であることを確認するに足りる書類であるもの

4 注意事項

交付請求された証明書を登記所の窓口で受け取る際には、以下の点に注意してください。

- (1) 受取先の登記所（請求先登記所）の入力に当たっては、登記所の指定に誤りがないように御確認願います。入力された登記所でなければ、交付請求があったことを確認することができないため、当該登記所以外の登記所では、証明書の交付を受けることができません。
- (2) 証明書の交付を受ける際には、必ず、上記3の法務大臣の定める書面を提出してください。これらの情報が記載された書面が提出されない場合には、証明書の交付を受けることができません。
- (3) 交付請求された証明書は、1か月以内に交付を受けてください。交付を受けないまま1か月を経過しますと、当該証明書は、廃棄されることとなります。
- (4) 上記3の本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類（①から⑦までのいずれかの書類）が提示されない場合は、登記事項証明書の交付を受けることができません。